

### 【無料低額診療事業】

無料低額診療事業とは無料または低額で医療が受けられる制度となります。医療費のお支払でお困りの方はご相談下さい。

※制度利用は必要書類を提出して頂き、審査により適用となった方が対象となります。

#### 社会福祉法第2条第3項

「生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業のことです。」と定められています。

○国民健康保険の保険料の支払いが難しく短期保険証や資格証明書を発行してもらったが医療費の支払いに困っている。

○病気や障害のために仕事ができず、収入が減ってしまった…など。

#### ◆ご相談方法

地域連携室の相談員へご相談下さい。

※状況によって他の公的制度が利用できる場合は、そちらをお勧めする場合があります。

#### ◆適用までの流れ

##### 1.相談

地域連携室の相談員が事情をお伺いします。

##### 2.書類審査

申請書・必要書類（経済状況等の確認）を提出して頂きます。

##### 3.適用

適用が決定すると、医療費の自己負担分が減額または免除となります。

#### ◆お問い合わせ

電話：03-5647-1700（代表） 地域連携室

### 【無料健康相談】

健康で安心した生活ができるように地域連携室の相談員がお話を伺います。医療費のことに限らず、どなたでもお気軽にご相談下さい。

相談日：毎月、月の最初の平日

場所：院内相談室及び面談スペース

#### ◆お問い合わせ

電話：03-5647-1700（代表） 地域連携室